大規模小売店舗立地法(以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出を縦覧に供します。

なお、この公告に関し、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境 の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は、法第8条第2項に基づき、 この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

令和3年6月28日

京都市長 門 川 大 作

1 届出者の氏名及び住所三井住友信託銀行株式会社代表取締役 大山 一成東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンモール京都桂川

京都市南区久世高田町376番地1外1筆,向日市寺戸町九ノ坪50番地1

(2) 変更事項

変更事項	変更前	変更後
ア 大規模小売店舗を	三井住友信託銀行株式会社	三井住友信託銀行株式会社
設置する者の氏名又は	代表取締役 橋本 勝	代表取締役 大山 一成
名称及び住所並びに法	東京都千代田区丸の内一丁	東京都千代田区丸の内一丁目
人にあっては代表者の	目4番1号	4番1号
氏名		
イ 大規模小売店舗に	株式会社ルピシア	株式会社魁力屋
おいて小売業を行う者	代表取締役 水口 雅喜	代表取締役 藤田 宗
の氏名又は名称及び住	東京都渋谷区代官山町8-	京都市中京区烏丸通錦小路上
所並びに法人にあって	13代官山ハマダビル	ル手洗い水町670番
は代表者の氏名		京都フクトクビル 6 F
	ほか125件	ほか122件

- (3) 変更年月日 令和3年5月31日
- 3 届出年月日令和3年6月15日
- 4 縦覧場所,期間及び時間
- (1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地京都市産業観光局地域企業イノベーション推進室

(2)期間

令和3年6月28日(月)から同年10月28日(木)まで(京都市の休日を 定める条例に規定する京都市の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時から正午まで 午後1時から午後5時まで

- 5 意見書の提出先及び提出期限
- (1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地京都市産業観光局地域企業イノベーション推進室

(2) 提出期限

令和3年10月28日(木)

(産業観光局地域企業イノベーション推進室)